様式第6号（第5条関係）（用紙日本標準規格Ｂ5）

　　　　により送金したので

交付するので出頭下さるよう

番地

番地

|  |
| --- |
| 売却代金残余通知書（甲） |
| （発付年月日）都道　　　区　　　区府県　　市郡　　町村（執行吏役場の名称）御中市町村長（氏名）下記の滞納者の財産を滞納処分のため売却したところ、添付計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金　　円を生じたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第1項の規定により交付します。ついては　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　通知します。 |
| 滞納者 | 住（居）所 | 都道　　　　　区　　　　　区府県　　　　市郡　　　　町村 |
| 氏名 |  |

備考　（この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について）

(ｲ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ﾛ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じた場合に(ﾊ)欄に掲げる者に対して発付する売却代金残余通知書（甲）については、この様式中「第6条第1項」とあるのは、(ﾆ)欄のとおり書き替えるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ｲ) | (ﾛ) | (ﾊ) | (ﾆ) |
| 有体動産 | 滞納処分―仮差押 | 仮差押の執行吏 | 第6条第1項（第11条第1項） |
| 仮差押―滞納処分 | 仮差押の執行吏 | 第6条第1項（第28条） |
| 不動産 | 滞納処分―強制競売 | 強制競売の裁判所 | 第6条第1項（第17条） |
| 滞納処分―仮差押 | 不動産所在の裁判所 | 第18条第2項 |
| 滞納処分―任意競売 | 任意競売の裁判所 | 第6条第1項（第20条、第17条） |
| 仮差押―滞納処分 | 不動産所在の裁判所 | 第18条第2項（第34条） |
| 船舶 | 滞納処分―強制競売 | 強制競売の裁判所 | 第6条第1項（第19条、第17条） |
| 滞納処分―仮差押 | 船舶の仮差押時の碇泊港又は現在地所在の裁判所 | 第18条第2項（第19条） |
| 滞納処分―任意競売 | 任意競売の裁判所 | 第6条第1項（第20条、第17条） |
| 仮差押―滞納処分 | 船舶の仮差押時の碇泊港又は現在地所在の裁判所 | 第18条第2項第35条第34条 |

様式第6号附表（用紙日本標準規格Ｂ5）

番地

番地

|  |
| --- |
| 計算書 |
| の表示売却した財産 | （名称・数量・性質・所在場所その他重要な事項） |
| 区分 | 年月日 | 種目 | 金額 | 備考 |
| 受入 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 支出 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 滞納者に交付すべき金額 |  |  |
| 残余金として現実に送金した金額の計算根基 | 残余金として交付すべき金額 |  |  |
| 送料その他の支出 |  |  |  |
|  |  |  |
| 差引送金した金額 |  |  |

備考　1　「支出」欄には、租税公課に対する充当交付金額は、一括合計して記載して差し支えないが、債権者に配当した金額についてはなるべく債権者ごとに債権者の住所、氏名等も記載する。

2　「残余金として現実に送金した金額の計算根基」欄は、執行吏（又は裁判所）に交付すべき金額を交付するため必要な費用は、残余金として交付すべき金額から支出するので、現実に交付した金額と残余金として交付すべき金額とは一致しないことがある。